

国立大学法人岩手大学コンプライアンス基本規則

令和3年11月25日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに関する基本事項を定め、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 コンプライアンス 法令、本学の規則等、教育研究固有の倫理及びその他の社会規範を遵守することをいう。
- 二 コンプライアンス事案 前号に定めるコンプライアンスに違反している、又は違反するおそれのある事実をいう。
- 三 役職員 本学に所属する役員及び職員をいう。
- 四 学生 岩手大学において修学する全ての者（外国人留学生、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生等を含む。）
- 五 部局長 各学部、各研究科、各附属学校、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設、各特定事業推進室、学務部、研究・地域連携部、法人運営部、監査室、戦略企画・評価分析室及び各技術部の長をいう。

第2章 コンプライアンス推進体制

(最高責任者)

第3条 本学のコンプライアンスにおける最高責任者は、国立大学法人岩手大学長（以下「学長」という。）とする。

(総括責任者)

第4条 本学に、別表に掲げるコンプライアンスに係る各個別事項（以下「個別事項」という。）の総括及びコンプライアンス事案の調整等を行うとともに、個別事項のいずれにも該当しない事案について直接対応するため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、内部統制担当理事をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第5条 個別事項に関する業務を所掌する理事又は副学長（以下「管理責任者」とい

う。)は、所掌する業務におけるコンプライアンスについて、学内規則等の整備及び推進に関し必要な措置を講じるとともに、役職員及び学生に対する重要性に関する認識の向上、理解の増進及び周知徹底に努めなければならない。

(部局長の責務)

第6条 部局長は、当該部局において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(役職員及び学生の遵守事項)

第7条 役職員及び学生は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観と社会的良識を持って行動するものとする。

(コンプライアンス委員会)

第8条 本学に、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置き、岩手大学学長・副学長会議をもって充てる。

2 委員会は、コンプライアンス事案の総合的な検証及び防止活動に関する総括的な審議を行う。

第3章 コンプライアンス事案への対応

(窓口)

第9条 コンプライアンス事案に関する通報、連絡及び相談（以下「通報等」という。）

は、原則として個別事項に関する規則等の定めによる。ただし、定めのないもの及び個別事項のいずれに該当するか判別が困難な事案は、監査室を通報等の窓口とする。

2 前項ただし書きの規定による窓口が通報等を受けた場合は、原則として当該事案を総括責任者へ報告することとする。

3 コンプライアンス事案に係る通報等を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(調査)

第10条 前条第2項の報告を受けた総括責任者は、必要に応じてコンプライアンス事案の事実関係について、管理責任者に調査を要請するものとする。ただし、総括責任者が直轄の委員会を新たに設置するなど、自ら調査することを妨げない。

2 役職員及び学生は、前項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(職員の対応)

第11条 職員がコンプライアンス事案を認知した場合は、個別事項に関する規則等の定めにより対応するとともに、速やかに部局長に報告するものとする。

2 前項にかかわらず、職員は、必要に応じて第9条第1項の窓口等に通報等を行うことができる。

(部局長の対応)

第12条 部局長が前条第1項の報告を受けたときは、個別事項に関する規則等の定めにより対応するとともに、その業務を所管する管理責任者に報告するものとする。

2 前項において部局長が報告を受けたコンプライアンス事案が個別事項のいずれにも該当しない場合は、必要に応じて緊急措置を講じた上で、総括責任者に報告し、その指示の下対応するものとする。

(総括責任者及び管理責任者の対応)

第13条 総括責任者及び管理責任者は、本学におけるコンプライアンス事案への対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされるよう、適切な措置を講じなければならない。

一 通報者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。

二 当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。

三 当該コンプライアンス事案に係る調査の客観性及び公正性を確保すること。

2 総括責任者及び管理責任者は、コンプライアンス事案のうち法令に報告義務等の定めがある事案については、その定めるところにより関係機関へ適切に報告しなければならない。

3 総括責任者及び管理責任者は、コンプライアンス事案の社会的な影響を踏まえ、必要に応じて情報の公開、事案の検証及び再発防止策の検討など適時かつ適切な方法により対応するものとする。

(コンプライアンス違反に対する処分等)

第14条 学長は、コンプライアンス違反が存在した場合は、当該行為に関与した職員に対し、就業規則等に基づき処分等を行うことができる。

2 学長は、前項のコンプライアンス違反が極めて悪質な場合及び本学に多大な損害を与えた場合は、刑事告訴及び民事訴訟を提起することがある。

第4章 雑則

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 コンプライアンスに係る各個別事項

個別事項	規則等	業務を所掌する理事又は副学長	主な関係法令等
基本原則			
総合的な事項	国立大学法人岩手大学内部統制規則	内部統制を担当する理事	
	国立大学法人岩手大学における公益通報者の保護等に関する規則	内部統制を担当する理事	・公益通報者保護法
	国立大学法人岩手大学職員懲戒規則	労務を担当する理事又は副学長	
役職員相互及び学生との信頼を確保するための事項（人権・人格の尊重等）			
倫理・服務関係	国立大学法人岩手大学職員就業規則	労務を担当する理事又は副学長	・労働基準法
	国立大学法人岩手大学契約職員就業規則	労務を担当する理事又は副学長	・労働基準法
	国立大学法人岩手大学時間契約職員就業規則	労務を担当する理事又は副学長	・労働基準法
	国立大学法人岩手大学職員倫理規則	労務を担当する理事又は副学長	
	国立大学法人岩手大学職員兼業規則	労務を担当する理事又は副学長	
ダイバーシティの推進	岩手大学男女共同参画推進宣言	ダイバーシティを担当する理事又は副学長	・男女共同参画社会基本法
	国立大学法人岩手大学性の多様性（LGBT/SOGI）に関する対応ガイドライン	ダイバーシティを担当する理事又は副学長	
人権の尊重	国立大学法人岩手大学ハラスメント防止規則	労務を担当する理事又は副学長	・男女雇用機会均等法 ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 ・事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（厚生労働省） ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針
	岩手大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員 対応要領	労務を担当する理事又は副学長	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
労働安全衛生関係	国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則	労務を担当する理事又は副学長	・労働安全衛生法 ・労働安全衛生規則 ・労働基準法
	岩手大学エックス線障害防止規則	労務を担当する理事又は副学長	・労働安全衛生法 ・労働安全衛生法施行令 ・電離放射線障害防止規則 ・獣医療法施行規則
個人情報保護関係	岩手大学個人情報保護規則	総務を担当する理事又は副学長	・個人情報の保護に関する法律 ・個人情報の保護に関する法律施行令
	岩手大学特定個人情報取扱規則	総務を担当する理事又は副学長	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
施設管理関係	国立大学法人岩手大学防災・防火管理規則	総務を担当する理事又は副学長	・消防法 ・災害対策基本法

別表 コンプライアンスに係る各個別事項

個別事項	規則等	業務を所掌する理事又は副学長	主な関係法令等
	岩手大学自家用電気工作物保安規程	財務を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法 ・消防法 ・建築基準法
研究者としての信頼を確保するための事項（研究者倫理の遵守等）			
研究者倫理	岩手大学における研究者行動規範	研究を担当する理事又は副学長	
	岩手大学における研究活動に係る不正行為防止規則	研究を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
	岩手大学利益相反マネジメントポリシー	労務を担当する理事又は副学長	
研究活動・安全管理	岩手大学毒物及び劇物管理規則	労務を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法
	岩手大学における人を対象とする医学系研究実施規則	研究を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・人を対象とする医学系研究に関する倫理指針
	岩手大学遺伝子組換え生物等安全管理規則	研究を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則 ・研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令
	岩手大学病原体等安全管理規則	研究を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	岩手大学動物実験等管理規則	研究を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護及び管理に関する法律 ・動物実験の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 ・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 ・動物実験の適正な実施に向けたガイドライン
	岩手大学放射線障害予防規程	研究を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等の規制に関する法律
	岩手大学高圧ガス危害予防規則	研究を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法 ・一般ガス保安規則
	岩手大学安全保障輸出管理規則	研究を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・外国為替及び外国貿易法 ・輸出者等遵守基準を定める省令
知的財産	岩手大学知的財産ポリシー	研究を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産に関する法律（知的財産基本法等） ・金融商品取引法 ・不正競争防止法
	国立大学法人岩手大学職務発明規則	研究を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産に関する法律（知的財産基本法等）
社会からの信頼を確保するための事項（積極的な情報公開等）			
環境管理	岩手大学環境方針	環境マネジメントを担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・環境配慮促進法
	岩手大学排水規則	環境マネジメントを担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法 ・水質汚濁防止法
法人文書	岩手大学法人文書管理規則	事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書等の管理に関する法律
情報公開	岩手大学情報公開取扱規則	総務を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
情報セキュリティ関係	国立大学法人岩手大学情報システム運用基本規則	情報統括を担当する理事又は副学長	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ基本法 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律 ・個人情報の保護に関する法律

別表 コンプライアンスに係る各個別事項

個別事項	規則等	業務を所掌する理事又は副学長	主な関係法令等
	国立大学法人岩手大学ソフトウェア資産管理規則	情報統括を担当する理事又は副学長	・著作権法（第10条第9号に規定するプログラムの著作物）
反社会的勢力に対する対応	国立大学法人岩手大学における反社会的勢力に対する基本方針	総務を担当する理事又は副学長	
経費等の管理について	岩手大会計規則	財務を担当する理事又は副学長	・国立大学法人法 ・国立大学法人法施行規則
	岩手大学経費不正使用防止規則	財務を担当する理事又は副学長	・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
	岩手大学における寄附により取得する株式等の取扱規則	財務を担当する理事又は副学長	・金融商品取引法
	岩手大学における大学発ベンチャーに対するライセンス等の対価として取得する株式等取扱規則	財務を担当する理事又は副学長	・金融商品取引法 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律